

～矢掛町内の販売農家の皆様へ～【令和4年度】

「矢掛町農業資材等物価高騰対策事業」を行います！



やまがみ観光大使
やかっしゅ

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業】

～提出期限～

令和4年

12月23日(金)

まで

新型コロナウイルス感染症等に伴う世界的な原油価格・物価高騰の影響により、生産資材、肥料及び飼料等の価格高騰をはじめ、農業経営に係るコストが全体的に上昇し、農業者にとって非常に厳しい状況が続いており、今後の農業を取り巻く情勢が見通せない状況となっています。

そのため、耕作意欲を失わずに営農を継続して取り組んでいただけるよう、矢掛町では予算の範囲内で矢掛町農業資材等物価高騰対策事業補助金を交付し、農業者の経営基盤強化を支援します。

1 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、次の項目全てに該当する者で、町税等の徴収金を完納している者に限ります。

○矢掛町内に住所を有し、第三者に農産物の販売を行っている農業者（法人を含む。）及び集落営農組織。ただし、法人及び集落営農組織にあっては、本店又は主たる事務所を町内に有する者に限る。

○令和3年分の農業所得申告をしている販売農家で、令和3年分の農業収入が50万円以上又は経営耕地面積3,000㎡（30a）以上の農業者。ただし、法人の場合は直前の事業年度税申告において、農業収入がある農業者とする。

○令和4年においても営農を継続し、令和5年以降も営農継続する意思を有している農業者とする。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者（法人の場合は役員等が暴力団員でない者）とする。

2 補助金の額等

下表のとおり、令和3年分の年間農業収入額に応じて、予算の範囲内で補助金を交付します。

令和3年分の農業収入額等	補助金額	令和3年分の農業収入額等	補助金額
50万円未満で 経営耕地面積3,000㎡（30a）以上	10,000円	500万円以上～750万円未満	150,000円
50万円以上～250万円未満	30,000円	750万円以上～1,000万円未満	225,000円
250万円以上～500万円未満	75,000円	1,000万円以上	300,000円

3 申請方法

以下の書類に必要事項等を記入し、**令和4年12月23日（金）までに矢掛町産業観光課へ提出してください。**

- 矢掛町農業資材等物価高騰対策事業補助金交付申請書（様式第1号）及び別紙「承諾書」
- 矢掛町農業資材等物価高騰対策事業補助金請求書（様式第4号）及び振込口座確認書類（通帳の写し）
- 令和3年分の農業収入額を確認できる書類
（個人の場合）令和3年分の所得税青色申告決算書又は白色申告収支内訳書の写し
（法人の場合）直近の決算報告書（損益計算書）等の農業収入が確認できるもの
- 令和3年分の農業収入が50万円未満の場合、経営耕地面積3,000㎡（30a）以上の証明のため、直近の農地基本台帳若しくは提出済みの令和4年度営農計画書（矢掛町産業観光課に相談してください。）
- その他町長が必要と認める書類

4 注意事項

- 申請書の審査に当たり、本申請書類の記載内容を確認するため、矢掛町が税申告に係る内容を閲覧及び調査するとともに、町が有する住民登録等の情報及び町税等の徴収金を完納していることを確認いたします。（「承諾書」により承諾していただきます。）
- この補助金は、農業所得となり申告の必要があることを了承したうえで申請して下さい。

5 お問合せ・提出先

〒714-1297 小田郡矢掛町矢掛3018番地（土・日・祝日を除く受付時間：9時～12時・13時～16時まで）
矢掛町 産業観光課 農林振興係 TEL：0866-82-1016（担当：竹内・貝原）